

小田原市外へ異動されたかたへ

- 1. 新しい住所にお住まいになってから**14日以内**に新住所地の市区町村役場に**転入届出**をしてください。
- ※14日以内に届出をしないときは、過料に処せられることがありますのでご注意ください。
- ※転出証明書の転出予定日からは、小田原市に住所がないものとみなされます。
- 2. 転出証明書に記載してある内容が変更になった場合…新住所地で転入届出の際に変更事項を申し出てください。

転出時の主な手続きは次のとおりです。該当されるかたは手続きを行ってください。 ※印鑑が必要なものは、朱肉を使用するものをご使用ください。

半厶	山時の主な子続さは次のこのりです。ii 対象者	§当されるかたは手続きを行ってくたさい。 ※印鑑か必要なものは ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	窓口	新住所地での手続き・必要書類
	住民基本台帳カードまたは マイナンバー(個人番号)カードを お持ちのかた	○国内に転出するかた・・・新しい住所にお住まいになってから1 4日を経過または転入届出をしないまま転出予定日から30日を 経過した場合はカードが失効しますので、返納届出をしてください (返納は新住所地でもできます) ○国外に転出するかた・・・国外でマイナンバー(個人番号)カード を利用する場合は、継続利用の手続きがあります マイナンバー(個人番号)カードを国外で利用しないかた、及び住 民基本台帳カードをお持ちのかたは、返納届出をしてください ※国外で継続利用ができるのは、届出日より後に国外に転出されるかたに限ります	3D窓口 戸籍住民課 【™0465-33-1386】	○新しい住所にお住まいになってから14日以内に転入届出をするとカードが継続して利用できます 希望する場合は新住所地の市区町村で申請してください ○転入の手続きの際にお持ちください
	印鑑登録をしていたかた	○登録が抹消されますので、印鑑登録証(カード)をお返しください	3C窓口 戸籍住民課 【IE10465-33-1386】 各住民窓口	○印鑑登録が必要な場合、新住所地で手続きをしてください ※登録方法は市区町村によって異なります
	国民健康保険の加入者 ※修学のために転出する場合や介護施設等に入所するために 転出する場合は、引き続き小田原市の資格確認書または資格情		1C窓口 保険課 保険証:【Tal0465-33-1845】 保険料:【Tal0465-33-1834】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	○引き続き国民健康保険へ加入されるかたは、手続きをしてください
	国民年金第1号被保険者	○国内に転出するかた・・・住所変更の手続きは不要です お持ちの納付書はそのまま使用できます 納付方法等の案内については別紙をご覧ください	新住所地の国民年金窓口	〇新住所地の国民年金窓口にて転入の手続きが必要か確認をしてくだ さい
		○国外に転出するかた・・・資格喪失の届出が必要です 国外にいる期間も国民年金に任意加入できます	1A窓口 保険課 【IEL0465-33-1867】	
	国外に転出する国民年金第3号被 保険者	○配偶者の勤務先を経由して届出が必要です 資格を喪失する場合は、国民年金に任意加入できます	配偶者の勤務先	
	国外に転出する厚生年金保険被保 険者	社会保障協定を結んでいる国で働くかたは、手続きにより外国の 年金制度の適用を免除できる場合があります	勤務先	
	日本国籍を有さず、日本の公的年金の被保険者だったかた	○国外に転出する場合、脱退一時金を請求できることがあります	国民年金保険料納付済期間が6ヶ月以上 →日本年金機構 国民年金保険料納付済期間が6ヶ月未満 →最後に加入していた被用者年金の実施 機関	詳しくは、各請水先でこ催認ください
	市営住宅に入居していたかた	○入居世帯員の変更の手続きがあります なお、名義人が異動する場合は別途手続きがありますので、お問い合わせください		
		○国外転出により、納税通知書の受領や納税が困難な場合、本人(納税義務者)に代わり納税に関する一切の事項を処理する納税管理人を設定する必要があります 詳しくは、お問い合わせください		
	のかた。	○資格喪失の手続きをしてください また、医療証をお返しください	5階 子育て政策課 【IEL0465-33-1453】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ※ひとり親家庭等医療費助成は子育て政 策課での手続きとなります	※医療費助成制度は、市区町村によって対象が異なりますので、必要 書類も含め事前に新住所地の市区町村へ確認してください
お子様に	児童手当の受給者及び対象児童	○受給者及び対象児童が一緒に転出する場合、児童手当受給事由消滅届を提出してください ※受給者もしくは、対象児童のみ転出する場合、別途手続きが必要です お問い合わせ下さい ※受給者の転出月分までで小田原市からの手当支給は終了となります ※職場で児童手当を受給している常勤の公務員(独立行政法人、国立大学法人等の職員を除く)の場合、勤務先で手続きを確認してください 印刷局などの独立行政法人職員、日本郵政グループ職員の場合、市役所で手続きが必要です	5階 子育て政策課 【℡0465-33-1453】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	○転入届を済ませたら、転出予定日の翌日から15日以内に児童手当の申請をしてください の申請をしてください 必要書類は、新住所地の市区町村へ確認してください
関する手	児童扶養手当の受給資格をお持ち のかた	○住所変更の手続きをしてください	5階 子育で政策課 【TEL0465-33-1453】	•児童扶養手当証書
手続き□	小田原市立小・中学校在学のお子さ まがいるかた	○転校の手続きをしてください※学校から在学証明書、教科用図書給与証明書を受け取ってください○引き続き在籍校に通学を希望する場合→区域外就学の手続きをしてください	新住所地の教育委員会 5階 教育指導課 【TeL0465-33-1682】	○転校の手続き及び方法は、新住所地の市区町村窓口でご確認ください ・転出先の住民票 その他、左記窓口へお問い合わせください
	保育園在園のお子さまがいる、また は保育所入所申込みをされているか		5階 保育課 【TeL0465-33-1451】	〇転出後も現在通っている、または申し込んでいる園に引き続き入所希望の場合は、新住所地の市区町村で新規申込みをしてください
	がインス がある がっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい か	〇住所変更した旨をご連絡ください	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	○転出後も引き続き幼稚園や認定こども園(幼稚部)を利用する場合は、新住所地の市区町村で改めて認定申請が必要です
	認可以保育施設等の無償化の認定	〇住所変更した旨をご連絡ください	5階 保育課 【IEL0465-33-1451】	○転出後も無償化を希望する場合は、新住所地の市区町村で改めて認 定申請が必要です
	妊娠中のかた	○手続きの必要はありません	子ども若者支援課 【TeL0465-46-7025】	〇母子健康手帳はそのままお使いください ※小田原市の妊婦健康診査費用補助券は使用できません。新住所地 の市区町村で手続きしてください

対象者		対象者	小田原市での手続き	窓口	新住所地での手続き・必要書類
			〇県外へ転出のかた 資格喪失の手続きをしてください また、資格確認書をお返しください ※負担区分等証明書を受け取ってください	18窓口 保険課 【℡0465-33-1843】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	○資格取得の手続きをしてください ※その際、負担区分等証明書を提出してください ※その他の必要書類は転出先市区町村にご確認ください
三高齢_			〇県内への転出のかた 住所変更の手続きをしてください		〇住所変更の手続きをしてください ※その他の必要書類は転出先市区町村にご確認ください
のかたに関			○転出先が居宅のかた 介護保険被保険者証、負担限度額認定証(お持ちのかた)、負担割合証(お持ちのかた)はお返しください ※要介護・要支援認定を受けているかたは、受給資格証明書を 受け取ってください	17番窓口 高齢介護課 【TeL0465-33-1872】 一部取り扱い:各住民窓口	〇要介護・要支援認定を受けているかた: 受給資格証明書を持って認定引継ぎの手続きをしてください ※転入日から14日以内に届出をしてください 住所を異動した日から14日を過ぎると、認定を引き継ぐことができなくなるので十分に注意してください
する手続き			〇転出先が介護保険施設等のかた 住所地特例対象施設の場合は、後日転出先の新しい被保険者 証をお送りします		
		厚生年金・国民年金の受給者			〇手続きの必要はありませんが、別送先登録者(住民票と郵便の送付 先を変更しているかた)は変更手続きが必要です 詳しくは新住所地を管轄する年金事務所にお問い合わせください
		共済年金・その他の年金の受給者	〇必要な手続きは加入されていた共済組合または各給付機関へ お問い合わせください	加入されていた共済組合または各給付機 関	〇加入されていた共済組合または各給付機関へお問い合わせください
障がいのあるかたに関する手続き			○資格喪失の手続きをしてください また重度障害者医療証をお返しください	13番窓口 障がい福祉課 【TeL0465-33-1461】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)	※医療費助成制度は、市区町村によって対象が異なりますので、事前に新住所地の市区町村へ確認してください
		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちのかた	〇住所変更の手続きをしてください なお、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者は転出先 で手続きしてください ※日常生活用具(ストマ・紙おむつ)の支給を受けられている方は お申し出ください		左記窓口へお問い合わせください
		特別障害者手当·障害児福祉手当· 経過的福祉手当·特別児童扶養手 当·神奈川県在宅重度障害者等手 当·市心身障害児福祉手当受給者	○住所変更の手続きをしてください ※市心身障害児手当受給者は受給資格喪失手続きをしてください	13番窓口 障がい福祉課 【TeL0465-33-1446】	左記窓口へお問い合わせください
			○新しい住所地で手続きをしてください。引き続き小田原市の支援となる方は、小田原市で手続きをしてください。 ※通所者交通費の助成を受けられている方はお申し出ください	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1467】	左記窓口へお問い合わせください

■その他の手続き

	くの他の士称さ			
	運転免許証をお持ちのかた	〇小田原市役所での手続きはありません	新住所地を管轄する警察署	○新住所地を管轄する警察署へお問い合わせください
その他の手続き	原動機付自転車等(排気量125cc以下のオートバイ等)を所有しているかた	○標識(ナンバープレート)、標識交付証明書、本人確認書類(運転免許証等)をお持ちになり、軽自動車税(種別割)の申告手続き (転出廃車)をしてください ※廃車証明書を交付します	8番窓口 市税総務課 【TeL0465-33-1343】	○新住所地の市区町村窓口で軽自動車税の申告手続き(転入)をしてください・廃車証明書
	排気量125ccを超えるオートバイを 所有しているかた	〇小田原市役所での手続きはありません	新住所地を管轄する自動車検査登録事務 所	〇新住所地を管轄する自動車検査登録事務所へお問い合わせください
	軽自動車を所有されているかた	〇小田原市役所での手続きはありません	新住所地を管轄する軽自動車検査協会	○新住所地を管轄する軽自動車検査協会へお問い合わせください
	飼い犬のいる場合	○手続きの必要はありません	新住所地の市区町村担当窓口	○新住所地担当課へ転入の手続きをしてください ・鑑札 ・愛犬手帳 ・狂犬病予防注射済票
	久野霊園の使用者のかた	〇住所変更の手続きをしてください	5階 みどり公園課 【TeL0465-33-1583】	・住民票(本籍記載) ・久野霊園使用許可書
	水道	○水道の使用中止の手続きをしてください ※電話またはインターネットからお申込みいただけます	上下水道局料金センター 【IEL0465-41-1211】	〇使用開始の手続きを行ってください ※新住所地の水道局等へお問い合わせください
		〇橘地区のかたは神奈川県営水道お客様コールセンターへご連 絡ください	神奈川県営水道お客様コールセンター 【℡0570-005959】	
	下水道	〇井戸水を使用して公共下水道に接続されているかたは届け出が必要なため、ご連絡ください 届け出がないと、下水道使用料の変更や中止ができません	上下水道局料金センター 【TEL0465-41-1211】	
	浄化槽またはくみ取り式トイレを使用 しているかた	○住所変更または廃止の手続きをしてください	4階 環境保護課 【TEL0465-33-1486】	
	パートパートナーシップ宣誓制度を 利用されているかた	○市外に転出する場合、届出が必要です	【TeL0465-33-1725】	左記窓口へお問い合わせください
	家屋を持っている(空き家になってし		6階 都市政策課 【屆33-1307】	

[※]上記項目については、転出届により生じる、行政手続きやその他、特に公益性の高い項目を掲載しております。

転出をされた方の「コンビニ交付サービス」の取り扱いについて

※小田原市のホームページでも、詳しくご案内しております。http://www.city.odawara.kanagawa.jp

転出をされた方の「コンピー父付サービス」の取り扱いについて			
証明書名	サービスの取り扱い		
住民票の写し	・転出届出時点からご利用できなくなります(※) ・転出をしない世帯員の方も、転出届出後~転出予定日ま でご利用できなくなります		
印鑑登録証明書	・転出届出時点からご利用できなくなります(※)		
戸籍の全部・個人事項証明書	・お問い合わせください		
戸籍の附票の写し			
市県民税の課税・非課税証明書	・転出届出時点からご利用できなくなります(※)		

※転出届出後、本来であれば証明書を発行できなくなりますが、コンビニ交付システムとの情報連携のタイミングにより発行されてしまう場合があります。 転出をしない世帯員の方も、転出届出後~転出予定日までの間はコンビニ交付サービスを利用しないようご注意ください。 詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先: 小田原市役所 戸籍住民課 住民異動係 電話0465-33-1384

住民窓口:マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口